



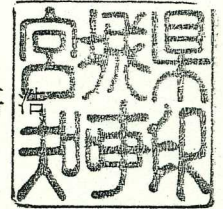
環 対 第 4 0 5 号

平成28年1月19日

宮城県環境影響評価技術審査会

会長 山本 玲子 様

宮城県知事 村井 嘉



環境影響評価技術指針の改定について（諮問）

環境影響評価技術指針を別添のとおり改定することについて、環境影響評価条例（平成10年宮城県条例第9号）第4条第3項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

改定理由

平成25年6月に「放射性物質による環境汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」が公布され、従来、原子力基本法等に環境汚染対策を委ねられてきた放射性物質については個別法で対応することとなった。本県では県南や県北の一部において福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響を少なからず受けているため、条例に基づく環境影響評価について、放射性物質を評価項目に含める必要がある。

担当 : 環境生活部 環境対策課  
環境影響評価班 佐藤  
電話 : 022-211-2667  
FAX : 022-211-2696